

(電子メール施行)
教体第1109号
令和3年4月23日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について

本日、緊急事態宣言が発令され、兵庫県、大阪府、京都府、東京都が緊急事態措置を実施すべき区域となりました。

については、この状況を踏まえ、県立学校の教育活動を以下のとおりとしますので、適切に対応願います。

また、保護者・児童生徒等に別添文書を配布のうえ周知するなど、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、引き続き十分な感染防止対策を徹底願います。

なお、連休明け（5月6日以降）の感染状況によっては、部活動を含め、活動場所を更に制限する可能性があることを申し添えます。

記

1 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

（1）県外における活動（修学旅行を含む）は、行わない

ただし、令和2年度から令和3年度に延期している修学旅行及び既に実施中の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する

（2）校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否は判断する

（3）下記の感染防止対策を徹底する。

【登校・出勤時】

・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状があつたり、PCR検査を受けている者がいる場合は登校しないことを徹底する（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）

なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮する

・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）

【教育活動時】

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる
- ・マスクの着用を徹底する

- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーテイションの設置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わない
- ・児童生徒、教職員に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかける など

2 部活動【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施する。ただし、実施場所は県内に限る。（下記※を除く）

【感染防止対策】

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とする
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
- ・近距離で飛沫が飛び接觸は避ける

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート（令和2年度）の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
- ・SNS 悩み相談の拡充（17:00～21:00 → 16:00～22:00）
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品（生理用ナプキン等）を配布

【本件問い合わせ先】兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959